

令和 3 年（行ウ）第 2 9 号 行政文書非公開決定処分取消等請求事件

原告 ゆがわら町民オンブズマン

被告 湯河原町

5

準備書面 2

令和 3 年 1 0 月 1 8 日

横浜地方裁判所第 1 民事部合議 B 係 御中

10

被告訴訟代理人

弁護士 川 島 清

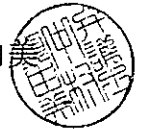


同 川 島 志



15

同 中 村 真由



同 原 田 隆之



20 本準備書面には、原告の準備書面（2）に対する反論を記載する。

25

目次

	第1 会議又は委員会の公開や会議録の作成等についての法令等の定め	3
	1 会議又は委員会の公開について	3
	2 会議録の作成について	4
5	3 会議録の公開又は閲覧について	4
	4 会議規則について	7
	第2 会議規則第9 2条第1項は会議録の閲覧及び開示を禁止している.....	8
	1 原告主張の概要	8
	2 会議規則第9 2条第1項の制定趣旨	9
10	3 湯河原町議会がWEB上で会議録の公開を開始した時期等	9
	第3 議会が定める会議規則と町長らが定める規則とは性質が全く異なる.....	10
	1 原告主張の概要	10
	2 議会が制定する会議規則と他の実施機関が制定する規則とは、規則としての性質が全く異なる	10
15	3 議会には会議規則を定める権限と不開示情報を定める権限がある	10
	4 会議規則第9 2条第1項は権利を制限する規定ではない	11
	5 まとめ	12
	第4 秘密会の議事の秘密は個人情報に限らない.....	12
	1 原告主張の概要	12
20	2 町税等特別委員会の設置目的	13
	3 秘密会の議事の秘密は個人情報に限られない	13
	4 湯河原町議会が認識している秘密会の議事とは何か	14
	5 会議規則は「秘密会の議事」全ての公表を禁止している	15
	6 まとめ	15
25	第5 まとめ.....	16

第1 会議又は委員会の公開や会議録の作成等についての法令等の定め

1 会議又は委員会の公開について

(1) 議会の会議の公開について、地方自治法（以下「法」という。）は、「普通地方
5 公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議
により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことが
できる。」（第115条第1項）と定める。湯河原町議会会議規則（以下「会議規
則」という。）には、「秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議
長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。」（第91条第
10 1項）との定めがある。法第135条の「議会の会議」は、いわゆる本会議を指
し、常任委員会や特別委員会の会議は含まれない（成田頼明ほか編「注釈地方自
治法（全訂）」。乙7の1951頁）。本準備書面でも、以下「会議」は本会議を指
す用語として用いる。

(2) 法には、委員会を公開する旨の規定はなく、「委員の選任その他委員会に関し
15 必要な事項は、条例で定める」（第109条9項）としている。大阪高判昭和57
年12月23日判タ492号68頁は、「委員会は、議会の内部的下部機関にあつ
て、機能面からこれをみても、議会の予備審査機関であるに過ぎず、それ自身議
会と離れた独立の最終的意思決定機関ではなく、議題について自由に質疑し、意
見を述べることができる雰囲気が必要であると解されること等にかんがみると、
20 委員会については会議公開の原則を採用すべき必要性、合理性は必ずしも存在し
ないといえることができる」（乙8）と判示し、ミニコミ新聞発行者の大阪府堺市議
会総務委員会の傍聴許可申請を許可しなかった堺市議会の処分を適法とした。

(3) 湯河原町議会委員会条例（以下「委員会条例」という。）では、「委員会は、
議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、委員会の
25 議決により秘密会とすることができる。」（第16条）と定めている。会議規則に
は、「秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以

外の者を議場の外に退去させなければならない。」(第91条第1項)、「委員会において、秘密会を開くときは、前項の例による。」(同条第2項)との定めがある。委員会には法第115条の公開原則が適用されないため、委員会を秘密会とする議決は単純多数決で足り、3分の2以上の多数決は必要ない(委員会条例第16条、第14条。甲3の1)。

2 会議録の作成について

(1) 会議の会議録については、法は「議長は、事務局長又は書記長・・・に書面又は電磁的記録・・・により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。」(第123条第1項)、「議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写し・・・を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。」(同条第4項)と定めている。会議規則には、「会議録は、会議終了後速やかに調整しなければならない。」(第113条1項)、「秘密会の議事の記録は、公表しない。」(第92条第1項)、「秘密会の議事は、何人も、秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。」(同条第2項)とある。

(2) 委員会の会議録については、委員会条例に「委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない」(第25条第1項)、「前項の記録は、議長が保管する。」(第25条第2項。甲3の1)とある。

3 会議録の公開又は閲覧について

(1) 法又は会議規則は、後述する秘密会の場合を除いて、会議録の公開又は閲覧について明文の定めを置いていない。

(2) 但し、「(法第115条の) 会議の公開の原則の具体的内容として、一般的には、『傍聴の自由』『報道の自由(報道機関が会議の状況を自由に報道できること)』および『会議録閲覧の自由』が挙げられる。」(駒林良則執筆部分「新基本法コンメンタール地方自治法」(乙9の144頁)ことを理由として、会議の会議録は公

開して自由に閲覧させる必要があるとされている。最判昭和50年4月15日(地方自治337号101頁)も、「地方自治が民主主義の源泉であることにかんがみると、議事の公開には、当然に会議録の閲覧請求権の承認を含むと解するのが相当である」「地方自治法は、議会の会議について公開の原則を採用し、住民の権利保護に努めているのであるから、その趣旨を精察することなく、単なる文理解釈から、明文の規定がないとの理由で、会議録の閲覧請求を制限すべきではなく、普通地方公共団体の住民は、法令上明文の規定の有無にかかわらず、会議録の閲覧請求権を有するものであり、被告は特段の事由がない限り、原告の会議録の閲覧請求を拒み得ないといわなければならない」(乙10の97頁)とした一審判決及び原審原判決の判断は正当であるとして、普通地方公共団体の住民には、法令上明文の規定の有無にかかわらず、会議の会議録について閲覧請求権があることを認めた。

(3) 会議の公開の原則の例外として秘密会(法第115条第1項但書)があり、秘密会には「傍聴の自由」「報道の自由」及び「会議録閲覧の自由」が認められない。会議規則第92条第1項は、秘密会については、「会議録閲覧の自由」が排除されることを、明文をもって定めた規定である。下井康史千葉大学大学院教授は「法は115条の秘密会の制度を認めているので、秘密会の議事に関する会議録の閲覧請求に応ずべきかが問題となるが、秘密会の議事は、前掲最高裁判決(被告代理人注:最判昭和50年4月15日地方自治337号101頁を指す。)にいう「特段の事情」に含まれると解すべきであろう」(成田頼明他編「注釈地方自治法(全訂)」。乙7の2074頁)として、秘密会の議事の会議録については閲覧請求権がないとしている。

(4) なお、法は、(秘密会開催についての)「議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。」(115条2項)と定めている。これは、「(秘密会開催の可否について)討論を行うならば、その事件の秘密性を維持しえないことになるからである。」(成田頼明他編「注釈地方自治法(全訂)」。乙7

の1954頁)。会議規則第92条第1項及び同条第2項は、法第115条第2項と同様に、秘密会における議事の秘密性を確保するための規定である。

(5) 委員会には公開の原則が適用されない。したがって、当然には会議録の公開はされず、閲覧請求権も認められない。宇都宮地判平成9年9月4日(乙11)

5 も、地方議会の委員会には会議公開の原則がなく、委員会会議録については本会議とは異なり閲覧請求権が認められないとして、市議会常任委員会の会議録の閲覧請求を不許可とした市議会の通知は行政処分に当たらないと判断した。さらに、長崎地判平成7年9月26日(乙12)は、佐世保市議会情報公開条例に基づく佐世保市議会企業経済委員会及び企業誘致・観光開発特別委員会の会議録開示請求について、佐世保市議会委員会会議録一般が「市の機関内部若しくは機関相互間・・・における審議、検討等の意思決定過程における情報であって、公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」

(同公開条例第9条第4号ア)及び「公開することにより、議会の公正かつ円滑な運営に著しい支障を生じることが明らかであるもの」(同条第8号)の不開示情報に該当し、公開の対象とならないと判断して佐世保市議会の非公開決定を適法とした。

(6) なお、法令の規定によって禁止されない限り、議会がその裁量によって、委員会の会議録を公開し、閲覧させることは可能である。

(7) 上記(5)に記載したとおり、委員会には、そもそも公開の原則が適用されないが、委員会においても秘密会の開催が可能なことは、会議規則が、「委員会において、秘密会を開くときは、前項の例による。」(第92条第2項)と規定していることからして明らかである。さらに、委員会における秘密会の議事についても、会議における秘密会の議事と同様に、議事の秘密性を確保する必要があるとは自明である。したがって、会議規則第92条第1項及び同条第2項の規定が、
20
25 委員会における秘密会の議事にも適用されることについては、異論はないであろう。

(8) 以上の検討によれば、会議規則第92条第1項の規定は、①会議については、会議録の公開の原則の例外として、会議録の公開及び閲覧請求権を排除する規定、②委員会については、議会の裁量による会議録の公開及び住民による閲覧を禁止する規定であると理解することができる。

5 4 会議規則について

(1) 後に述べるとおり、議会の組織及び運営に関する事項については、法は基本的事項を定めるだけで、法に定めのない事項については、議会自らが、会議規則を制定するとしている(法第120条)。そして、法は、会議の公開を除いて、会議又は委員会の公開や会議録の公開又は閲覧について何の定めも置いていない。

10 (2) このような法の規定ぶりからすると、法は、会議又は委員会の会議録の公開や閲覧等については、会議規則で定めることを議会に委任していると考えることができる。全国町村議会議長会が定めた標準町村議会会議規則(乙14)には、第125条に会議録の配布についての規定がある。

15 (3) 議会の運営に関する事項については、法は、条例ではなく、議会の自律的な権能に基づき、会議規則で定めることを予定している。

(4) 最判令和2年11月25日民集74巻8号2229頁は、地方議会の運営に対する議会の権能について、「憲法は、地方公共団体の組織及び運営に関する基本原則として、その施策を住民の意思に基づいて行うべきものとするいわゆる住民自治の原則を採用しており、普通地方公共団体の議会は、憲法にその設置の根拠を有する議事機関として、住民の代表である議員により構成され、所定の重要事項について当該地方公共団体の意思を決定するなどの権能を有する。そして、議会の運営に関する事項については、議事機関としての自主的かつ円滑な運営を確保すべく、その性質上、議会の自律的な権能が尊重されるべきである」と述べている。

25 (5) 会議規則第92条が定める秘密会の議事の公表についての規定は、法第120条に基づき、議会の運営に関する事項について、議事機関としての自主的かつ

円滑な運営を確保するため、湯河原町議会が、議会の自律的な権能に基づき定めたものである。したがって、湯河原町情報公開条例（以下「本件条例」という。）の解釈において、会議規則の定めは最大限尊重されるべきものであることは明らかである。

5 (6)「会議規則は条例ではない」との形式的な理由だけで、議会の運営に関する事項について、議事機関としての自主的かつ円滑な運営を確保するために湯河原町議会が定めた会議規則第92条第1項の規定、及び、会議規則の制定権者である湯河原町議会の意思を無視するような本件条例の解釈は許されない。

10 (7) 法第120条、会議規則第92条第1項及び本件条例第5条の規定を、互に矛盾することのないよう理解するためには、法第120条は、会議又は委員会の会議録の公開や閲覧等については会議規則で定めることを議会に委任しているから、会議規則第92条第1項は、本件条例第5条第7号の「法令等」に含まれると解釈する必要がある。

15 (8) 被告は、会議規則第92条が委員会条例第26条に基づく規定であるとの主張（被告答弁書5～6頁）に加えて、法第120条に基づく規定であるとの主張を追加する。

第2 会議規則第92条第1項は会議録の閲覧及び開示を禁止している

1 原告主張の概要

20 原告は、要旨、「会議規則第92条第1項は、秘密会の議事については、情報公開請求手続によらず、住民等が容易に記録にアクセスできるようにすること（例えば会議録のウェブ上での自由な閲覧に供すること）の対象にならないことを規定しているにすぎず、情報公開条例の対象とならない旨を規定するものでない」と主張する（原告準備書面（2）17頁）。しかし、原告の主張は誤りである。以下、その理由を述べる。

25

2 会議規則第92条第1項の制定趣旨

(1) 会議規則第92条第1項の制定趣旨は、同条第2項及び法第115条第2項の規定と同様に、秘密会の議事の秘密性を確保することにある。

5 (2) 会議規則第92条第1項の制定趣旨が、秘密会の会議録のウェブ上等での自由な閲覧だけを対象にしている（原告の主張）と解すると、既に述べたとおり、普通地方公共団体の住民には、情報公開条例その他法令の明文規定の有無にかかわらず会議の会議録の閲覧請求権が認められる（最判昭和50年4月15日地方自治337号101頁。乙10）から、住民等から会議の秘密会会議録の閲覧請求があった場合、議会は、会議録の閲覧請求を拒むことができず、会議規則第9
10 2条第1項及び第2項並びに法第115条第2項が定めた秘密会の秘密性を確保することができない。

(3) 会議規則第92条1項の制定趣旨からすれば、この規定が、会議録のウェブ上の閲覧や配布公表された会議録印刷物の自由な閲覧だけでなく、秘密会会議録の公開や閲覧請求の拒絶を含めて、秘密会の議事が他に漏れることを禁止の対象
15 としていることは明らかであろう。

3 湯河原町議会がWEB上で会議録の公開を開始した時期等

(1) 会議規則第92条第1項が制定されたのは昭和40年3月23日である（乙1及び2）。湯河原町がWEB上で会議録の公開を開始したのは平成13年度（平成14年1月から運用開始）である。

20 (2) 会議規則第92条第1項の規定が、住民が容易に記録にアクセスできるようにすることの対象にならないことを定めたものにすぎないとの原告の主張は、時系列的にも整合しない。

(3) なお、被告代理人は、会議規則第92条第1項が対象とするのは、秘密会の議事を議会が住民に対して積極的に公表することだけであって、住民の会議録の
25 閲覧請求権を制限するものではないとする原告主張を裏付ける学説その他の見解に接したことがない。

第3 議会が定める会議規則と町長らが定める規則とは性質が全く異なる

1 原告主張の概要

原告は、「条例には会議規則も含まれる」と解すれば、規則制定権を有する町長
5 や公営企業管理者等の実施機関（以下「議会以外の実施機関」という。）は、独自
に規則を定めることによって、それぞれ裁量的に不開示情報を作成することがで
きることになり、本件条例第5条第1号乃至第7号に列挙した不開示情報のみを
非開示事由とした本件条例の趣旨に反する、と主張する（原告準備書面（2）、1
2頁）。しかし、原告のこの主張も、以下に述べる理由により誤りである。

10 2 議会が制定する会議規則と他の実施機関が制定する規則とは、規則としての性 質が全く異なる

（1）被告は、議会が制定する「会議規則」が本件条例第5条第7号の「法令等」
に該当すると主張しているのであって、議会以外の実施機関が、独自に規則を制
定して不開示情報が作成することを認めるものではない。

15 （2）会議規則は、議会が会議の運営に関する事項を定めるものであるから、「法1
5条1項により長が制定する規則と異なることはいうまでもない」（成田頼明ほ
か編「注釈地方自治法（全訂）」。乙7の2041頁）とされている。原告の主張
は、会議規則と議会以外の実施機関が定める規則とを混同している。

3 議会には会議規則を定める権限と不開示情報を定める権限がある

20 （1）本件条例は、「法令等の定めるところにより・・・公開することができないと
されている情報」（5条第7号）を不開示情報とし、「法令等」とは「法令又は条
例」（5条第1号ア）を指すとしている。湯河原町議会には、法第120条の委任
に基づき会議規則を定める権限、並びに、条例の制定により不開示情報を定める
権限の双方を有している。

25 （2）会議規則は、条例と同様、湯河原町議会の議決により制定され（乙1及び2）、
法第16条第5項の「公表を要するもの」に該当する（成田頼明ほか編「注釈地

方自治法（全訂）」。乙7の2041頁）。

(3) 他方、議会以外の実施機関には、そもそも条例を制定する権限がないし、議会以外の実施機関が定める規則には議会の議決も不要である。したがって、議会以外の実施機関が、規則を制定することによって、不開示情報を定めることができないのは自明である。

(4) 被告が、会議規則によって秘密会の会議録の開示が制限されることができると主張する理由は、議会の運営に関する事項については、法第120条により会議規則で定めるものとされ、かつ、会議規則は、不開示情報を定める権限を有する湯河原町議会の議決によって定められるからである。

(5) なお、47都道府県のうち17団体、情報公開条例を制定している1795市区町村のうち31団体については、議会が自らを対象として独自の情報公開条例（例えば、東京都議会情報公開条例）を制定している（乙6。平成21年4月1日現在）。このことからしても、地方議会には、議会と議会以外の実施機関とを区別して、異なる内容の不開示情報を定める権限があることは明らかであろう。

4 会議規則第92条第1項は権利を制限する規定ではない

(1) 原告は、「地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」（法第14条第2項）との規定を挙げて、本件条例における原則公開の例外として不開示情報とする定めは、行政文書の公開請求権を制限するものであるもので、規則によることは許容されていない（原告準備書面（2）、11頁）とも主張する。

(2) しかし、情報公開請求権が憲法の規定から直接に導かれるものではなく、法律や条例によって創設的に発生するものであることは答弁書6頁で述べたとおりである（乙5、479頁）。湯河原町議会には、法第120条により会議規則を制定する権限があり、かつ、本来的に何を不開示情報とするかを定める権限も有している。したがって、湯河原町議会が、法第120条及び委員会条例第26条の規定に基づき、会議規則によって不開示情報を定めたとしても、法第14条2項

に違反することにはならない。

(3) また、原告は、「神奈川県内の情報公開条例の解釈運用基準をみても、本件条例第5条第7号の「法令等」には、会議規則は含まれないと解釈される」(原告準備書面(2)、14頁)とも主張する。

5 (4) しかし、原告が指摘する各自治体の運用基準が想定している「規則」は、議会以外の実施機関が定める規則であって、議会が定める「会議規則」が「法令等」に該当しないことを明示しているものはない。

(5) さらに、原告が引用する福井地裁及び岐阜地裁の裁判例は、いずれも会議規則は「法令にも条例にも当たらない」(甲6の4枚目)、「条例ではない」(甲15
10 の最終頁から2枚目)との形式的判断をしているだけであって、各地方自治体の会議規則及び情報公開条例の制定にあたっての議会の意思、法と会議規則との関係、会議運営についての議会の自律的権能等についての検討が全くされておらず、参考にならない。

5 まとめ

15 以上の理由により、議会が制定する会議規則と議会以外の実施機関が制定する規則とは、その法的性質が全く異なるから、法令等に会議規則も含まれると解すると、議会以外の実施機関が独自に規則を定めることによって、それぞれ裁量的に不開示情報を作出することができることになって、本件条例の趣旨に反すると
20 の原告の主張には理由がない。また、原告が引用する県内自治体の情報公開条例の解釈運用基準や裁判例は、本件について参考とならない。

第4 秘密会の議事の秘密は個人情報に限らない

1 原告主張の概要

原告は、要旨、「湯河原町議会の特別委員会が秘密会に移行したのは、滞納者の
25 個人名等の個人情報が扱われることを理由としていたことは明らかであって、町税等特別委員会の議事録中、「実質秘」となりうる情報は、本件条例第5条第1号

の個人情報に限られるから、湯河原町議会には、個人情報を除いて公開義務がある」(原告準備書面(2)、24頁)と主張する。

2 町税等特別委員会の設置目的

(1) 確かに、町税等特別委員会の議事録(甲16)によると、滞納者の氏名や滞
5 納金額等が記載された資料が特別委員会に提出されることが、秘密会とする理由
として挙げられている。

(2) 町税等特別委員会の設置目的は、概要、「湯河原町の町税等の収納状況が厳し
い状況にあり、湯河原町においても徴収対策室を設置して担当職員が対応に当た
っているところ、平成23年度の滞納繰越額が16億円に達していることから、
10 湯河原町議会においても、「税等に関する事項」及び「水道料金・温泉使用料に関
する事項」の調査・検討をし、更なる徴収率向上の強化に資するため」であると
説明されている(乙15の5枚目)。

3 秘密会の議事の秘密は個人情報に限られない

(1) 町税等特別委員会の設置目的からすると、秘密会とされた委員会では、滞納
15 者の氏名や滞納金額等が記載された資料が提出された上で、町当局から町税の納
付や滞納についての状況が報告され、滞納徴収率を向上させるための方策につい
て、種々の審議・検討がされたことが想定される。秘密会では、町税等特別委員
会の性格からして、個人情報だけでなく、町税の滞納整理事務の進め方に関する
基準やマニュアルなどの情報が公開されると対策がとられて町の事務の遂行に支
20 障が生じるような情報、秘密会であるため情報が他に漏れないことを前提として
町当局から議会に提供された情報、議会と町当局との間における審議・検討等の
意思決定過程における情報等が、多数含まれているはずである。

(2) したがって、滞納者の氏名等の個人情報を記載した資料が配付されることを
理由に秘密会とする旨の説明は、委員会を秘密会とする理由の一部を示したもの
25 に過ぎず、町税等特別委員会の議事で秘密に該当するものが、個人情報に限られ
るということにはならない。

(3) 下井康史千葉大学大学院教授も、秘密会とすべき会議について、「事柄の性質上、秘密会とすべき事件を限定することはできないというべく、結局は出席議員の3分の2以上の多数が秘密を要する事件と認定した場合に秘密会が開かれるというほかはない。」(成田頼明ほか編「注釈地方自治法(全訂)」。乙7の1954頁)としていて、秘密会における「秘密」の種類や性質を限定することはできないとしている。

4 湯河原町議会が認識している秘密会の議事とは何か

(1) 湯河原町議会では、これまで「秘密会の議事」とは、「秘密会としての議事開始が宣告されてから議事終了が宣告されるまでの間の秘密会における全ての議事」を指すものと判断し、秘密会の運営をしていた。そのためには、秘密会の議事と他の議事とを区別する必要があるところ、秘密会の開会と閉会に当たって、委員長が秘密会の開会と閉会とを宣言し、会議録には秘密会の開会時刻と閉会時刻が記載されている。原告が、甲16号証に町税等特別委員会の秘密会の所要時間を「分単位」で記載することができたのは、委員会議事録の全てに、秘密会の開会と閉会時刻が記録されているためである(甲16)。

(2) 秘密会における議事について、どの部分が秘密に該当し、どの部分が秘密に該当しないかの区別を、個々の議員の判断に委ねた場合、行政が秘密であると判断し他に漏れないことを前提に秘密会に提出した情報、議会が秘密であると判断して他に漏れないことを前提に秘密会で討議した議論の内容が、行政や議会の関与がないままに、他に漏洩する危険がある。

(3) このような状況が生じると、行政と議会との信頼関係が失われて議会は必要な情報を行政から入手することが困難になる。また、秘密会における議論の内容が他に漏れることはないとの前提が崩れてしまい、秘密会における闊達な議論を妨げる原因になる。

(4) このため、湯河原町議会では、「秘密会の議事」とは、その内容の如何にかかわらず、「秘密会としての議事開始が宣告されてから議事終了が宣告されるまで

の間の秘密会における全ての議事を含む」ものと解釈し、そのような前提で秘密会の運営を行ってきた。

(5) 湯河原町議会のこのような秘密会の運用は、憲法及び法による議会の自律的な権能に基づくものである。

5 (6) 秘密会の議事の秘密を漏らしたこと等を理由として湯河原町議会議員に懲罰を科すことを審査した懲罰特別委員会の審査報告書(乙13)には、「秘密会の開会を宣言してから終了するまでが秘密会の議事であると思う」「秘密会の議事に対する認識の違いがあり、その認識を改めさせる必要があると思う。また、過去の資料を持ち出していたが、それは、今回の秘密会に対するものではないという
10 認識もあった方が良くと思う」との記載があり、秘密会の議事の秘密についての湯河原町議会の認識が示されている。

5 会議規則は「秘密会の議事」全ての公表を禁止している

会議規則は、「秘密会の議事の記録は、公表しない」(第92条1項)として、秘密会の議事については、議事の内容にかかわらず、一律に、その全てを公表し
15 ないと定めている。会議規則が、秘密会の議事の内容を「秘密に該当するもの」と「秘密には該当しないもの」とに区別し、前者だけが秘密会における議事の秘密に該当すると判断していたのであれば、前者の議事だけを非公表とするはずであって、秘密会の議事は一律に公表をしないという規定にはならなかったはずである。

20 6 まとめ

町税等特別委員会の議事の秘密は個人情報に限らない。会議規則では、議事の内容を問わず、一律に秘密会の議事の公表を禁止している。秘密会の議事は、本件条例第5条第1号乃至6号に定める不開示情報とは別に、同条7号の「法令等」に該当する不開示情報とする必要がある。

第5 まとめ

- 1 法は、地方議会の運営については、基本的事項を定めるだけで、法に定めのない事項については、議会自らが、会議規則で定めるものとしている（法第120条）。そして、会議や委員会の会議録の公開又は閲覧について、法は何の定めも置
5 かず、会議規則の定めに委ねている。
- 2 湯河原町議会は、会議規則を制定し「秘密会の議事の記録は、公表しない。」（第92条第1項）と定めている。この会議規則の制定趣旨は、秘密会の議事の秘密性を確保するためのものであり、「秘密会の議事」とは、その内容を問わず、秘密会における議事の全てを含むものである。
- 10 3 会議規則は、法第120条の委任を受けて、湯河原町議会が議事機関としての自主的かつ円滑な運営を確保すべく定めたものである。秘密会の議事録を開示するか否かについては、本来、議会の運営に関する事項として、議会の自律的な権能に委ねられる事案である。したがって、本件条例の解釈にあたっても、会議規則に示された議会の意思は最大限尊重されなければならない。
- 15 4 「会議規則は法令等ではない」との形式論は、「普通地方公共団体の議会は、憲法にその設置の根拠を有する議事機関として、住民の代表である議員により構成され、所定の重要事項について当該地方公共団体の意思を決定するなどの権能を有する。」「議会の運営に関する事項については、議事機関としての自主的かつ円滑な運営を確保すべく、その性質上、議会の自律的な権能が尊重されるべきである」（最判令和2年11月25日民集第74巻8号2229頁）との憲法及び法の
20 精神に著しく反する。
- 5 原告が主張するような議会による会議録の積極的な開示を制限するだけでは、秘密会の議事の秘密を確保することはできない。また、会議規則が非公表とする不開示情報の範囲は、本件条例が定めた不開示情報の範囲とは明らかに異なるから、会議規則が定める非公表情報を「法令等の定めによるもの」として不開示情報
25 としなければ、湯河原町議会が会議規則第92条を定めて秘密会の議事の全て

を非公表とした目的を達することができない。

6 秘密会の議事の記録は、本件条例第5条第1号～6号に定める不開示情報とは別に、同条7号の「法令等に定める」不開示情報とする必要がある。

5 7 本件条例の解釈としては、①法第120条は、会議又は委員会の会議録の公開や閲覧等については、会議規則で定めることを議会に委任している、②委員会条例第26条は、委員会会議録の公開や閲覧等について、会議規則で定めることを議会に委任しているから、会議規則第92条1項の定めは、本件条例第5条第7号の「法令等」に該当する、と整理することが可能である。

以上